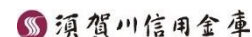


# 夜 間 金 庫 規 定



## 1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

## 2. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。ただし、契約期間満了日までに使用者又は当金庫から解約の申出をしない限り、期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。なお、一時的な利用を希望する場合は、契約期間を短縮することができます。

## 3. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下、「証券類」という。）を当金庫所定の入金票及び通帳等とともに、当金庫所定の預入用袋（以下、「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、金種、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受取ってください。

## 4. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当金庫はその責任を負いません。

## 5. (入金袋等の返却)

(1) 入金袋並びに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

## 6. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

## 7. (鍵、入金袋の喪失・毀損)

投入口鍵、入金袋及び入金袋正鍵を失ったとき、又は毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費又は錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

## 8. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

## 9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

## 10. (解約等)

(1) この契約は、本人又は当金庫の都合によりいつでも一時中止又は解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋及び入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、又は本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしてください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為

オ その他アからエに準ずる行為

## 11. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸又は質入れすることはできません。

なお、投入口鍵、入金袋及び入金袋正鍵についても同様とします。

## 12. (利用手数料)

(1) 夜間金庫の利用手数料は、当金庫所定の手数料を1年前払いするものとし、毎年4月15日に使用者の指定した預金口座から、預金払戻請求書又は小切手によらずに引落し、手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、そ

の月から月割計算により支払ってください。また、一時的な使用で1か月に満たない場合でも、1か月分の手数料を支払ってください。

(2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、一時的な使用の場合を除き、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

14. (規定の変更等)

(1) 本規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当するため、当金庫は本取引の内容、料率、手数料、利用時間や限度額等の取引条件について、同法第548条の4の規定により、次のいずれかの場合に本規定の条項を変更できるものとします。

① お客さまの一般の利益に適合する場合

② 法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

(2) 前項により本規定の条項を変更する場合には、本規定を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、店頭掲示および当金庫のホームページに掲載します。

(3) 前項に定める変更の効力発生時期は、店頭掲示および当金庫のホームページの掲載によりお客さまが変更を周知するのに必要と判断される期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以 上

R02.04